
今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！

日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース

【総会特集号】 第39号（2013年12月15日）

**次回3月13日には外務省北東アジア課長・小野啓一氏の証人尋問が行われることが決定しました！
2014年を控訴審勝訴・全面開示実現の年に！
12月23日の総会・シンポにご参加を！**

目次

1頁	概要報告
2頁	特定秘密保護法強行成立抗議声明
3～4頁	第2回口頭弁論報告
5～8頁	追加開示の概要
9頁	総会・シンポ開催要項
9～11頁	2013年度活動報告
12～13頁	請求からの流れ
14頁	2013年度決算・会計監査報告
15頁	2014年度運動方針案・予算案
16頁	公開シンポジウム案内

12月6日、「特定秘密保護法案」が高まる国民の反対世論を無視し、与党による強行採決により成立しました。私たちは民主主義の根幹である情報公開制度を破壊する同法に反対するとともに、私たちの取り組む日韓会談文書公開請求訴訟を通じて、その発動を許さない運動に取り組んでいきたいと思います（2頁に「抗議声明」）。

12月10日に行われた控訴審第2回口頭弁論では控訴人（国）が請求していた現職の北東アジア課長である小野啓一氏の証人尋問が2014年3月13日に行われることが正式に決まりました。裁判は最大の山場に差し掛かります。

第2回口頭弁論の直前、11月26日に、突然、外務省は追加の開示変更決定を行い、118文書の全部・一部開示を行いました。開示された枚数も402枚増えることになります。10・11判決で国は30年を超える不開示の立証責任を問われ、国のあいまいかつ恣意的な不開示の実態があらわになっています。2014年を勝利の年にしましょう。

**日韓会談文書開示請求第3次訴訟・控訴人（国）側証人尋問
2014年3月13日（木）午後1時半～4時（裁判は4時半まで）
東京高裁809号法廷**

特定秘密保護法に対する抗議声明

私たちは2013年12月6日までに4度の強行採決によって成立した特定秘密保護法に強く抗議する。私たちが情報開示を追求する日韓基本条約及び諸協定（以下、日韓諸条約）もまた、1965年の「日韓国会」で4度の強行採決によって成立した。現在も日韓諸条約で「解決された」と日本政府が主張する諸問題が未解決であるように、国会審議の過程ですでに空中分解したまま成立した特定秘密保護法もまた将来に禍根を残すものであることが十分予想される。

私たちは2005年12月より情報公開法を利用し、今日まで日韓諸条約に関連する外交文書の全面公開を求めてきた。その結果、外務官僚たちが恣意的に情報を不開示指定している事例を多数知るに至った。

竹島を「アシカの数が増えた」という現在経済的には余り大きな意義を有しない」とする情報や、韓国側代表団について「彼等が此の思い上がった雲の上から、国際社会の通念と外交会議の常識の適用するレベル迄降りて来ない限り、日韓問題の真の解決はあり得ない」などと侮蔑する情報はすべて「交渉上不利益を被るおそれ」があるなどとして当初は不開示とされた。これらは私たちが真に知りたい情報ではない。しかし、私たちの運動がなければ、これらの情報さえ「秘密」とされていたのである。

現在の日本社会で「知る権利」が十分保障されているわけではない。私たちの第3次訴訟判決（2012.10.11東京地裁第民事2部川神裕裁判長）でも、「情報公開法に基づく不開示情報についての裁判所の審理の制約（当該情報の内容と開示部分の内容とを直接比較対照することができない）」と日本の情報公開法にインカメラ制度がないことを批判しているのに、今回の法案にもインカメラ制度は導入されておらず、恣意的な秘密指定を防ぐことは到底できない。それにもかかわらず、特定秘密保護法は「秘密」の指定期間を最高60年とし、「秘密」の漏洩について重罰を課するなど、政治家や官僚による恣意的な秘密指定を擁護するとともに、市民の権利をさらに抑圧するものである。

私たちは、日本国憲法に背き、民主主義の実現に逆行する特定秘密保護法に強く反対し、市民が知るべき情報が公正な方法で速やかに開示されるべく情報公開法を改善するとともに、公文書管理制度の整備をいっそう推進することを、すべての行政機関に要求する。

2013年12月10日

日韓会談文書・全面公開を求める会

第3次訴訟控訴審第2回口頭弁論報告集会での発言より

太田 修（共同代表）

特定秘密保護法第4条に、行政機関の長、我々の関係では外務大臣が指定すれば「当該期間の有効期間を、30年を超えて延長することができる。ただし、次の各号に掲げる事項に関する情報を除き、指定の有効期間は、通じて60年を超えることはできない。」との規定がある。次の各号と言うのは例外なんです。つまり、60年を超えて永久に秘密指定ができる項目が7項目あり、その第2項に「現に行われている外国の政府又は国際機関との交渉に不利益を及ぼすお



それのある情報」となっています。我々の関係で言えば朝鮮民主主義人民共和国と日本がこれから外交交渉を行おうとするのでそれに不利益を及ぼすおそれがあるものについては60年を超えて永久に秘密指定することができる。それから第6項で「外国の政府または国際機関から60年を超えて指定を行うことを条件に提供された情報」。第7項には「前号に掲げる事項に関する情報に準ずるもので政令で定める重要な情報」。政令で定めるとは政府が勝手に政令を作るわけですから、要するに国益を損なうおそれがあると行政庁の長が判断したものは永久に秘密にすることができる。限りなく秘密を拡大することができる法律です。

今まで我々が開示を求めてきたように、今でも外務省は十分に秘密を持っている。十分に秘密を保持しているわけなので新たな法律は必要ないはずですが、それにも関わらずこういう法律を作ろうとする意味は何なのか考えたときに、我々のような情報の開示を請求しようとする人たちの取り締まり、管理、できる限り運動を抑制していく、治安立法的な性格を持つ法律なのかなと感じている。私も当然廃止しないといけないと思っている。

11月26日に追加開示された。ポイントは大きく2点です。1点は開示不開示の処理がずさんというか、いい加減である。もう1点は開示不開示の基準が非常に不明確である。一応情報公開法があって外交交渉で日本の国益をそこなう「おそれ」と行政機関の長が判断した場合は不開示にできることになっているが、その「おそれ」とは何なのか。以前不開示にされて、今回開示された部分を見ても、到底「おそれ」に当たるとは思えない。最初から開示していても全然おかしくない。

東澤靖弁護士

懸案の事項として国側の証人とこちら側の証人が申請されたわけですが、国側の証人としては小野という北東アジア課の課長で、すでに陳述書は出ているのですが、「我々の処分は適切でした」というようなことを述べたものです。実は、昨日突然裁判所から電話があり、国の方から小野課長が4月以降は出廷できない事情があるので、急遽尋問期日を入れたいと。裁判所とし



てもこの証人については一応聞いておいた方がいいだろうと言うことなので日程調整をしましょうということで、ばたばたと日程調整が始まり、最終的に3月13日という形になりました。3月13日午後1時半から4時ということで、国側はおそらく陳述書に書いてあることを聞くだけだと思う。問題はこちらが反対尋問を90分とらせてもらいましたので、文書全部についてはやれないんだけど色々ピンポイントでこれは明らかにどう考えてもおかしいでしょうという点をねちねちついていくということは尋問で起こると思います。そうは言っても相手は頭のいい官僚ですから「私たち間違っていました」とは絶対に認めませんが、一つの見せ場になるのではないかと思います。

もう一つの問題は、法廷での求釈明という問題です。国側がちょちょ変更決定を出してきてその度にこちらが対応を迫られている。変更もよく訳の分からないものもある。こんなことをいつまでさせておくのか。少なくとも小出しの変更決定について、国はどうかでやっているのか、それを明らかにさせるべきではないか。その怒りをぶつけようと張弁護士に急遽求釈明申立書を作っていただきました。裁判所としてはこれ以上事態を複雑にしたくないという思いからあまり乗り気ではなかったようですが、いずれにしても、国がこれに答えてくるという流れになります。

太田証人については、裁判の直前に国側が必要ないという意見書を出してきて、尋問は決まっています。我々も太田証人をお願いした以上、書面だけという形にはさせたくないと考えています。

小出しに情報を開示して来る外務省の訳の解らない『戦術』

事務局次長 李洋秀

外務省が突然 11 月 26 日付で「行政文書の開示請求に係る決定について(通知)」情報第 02618 号なるものを送り付けて来た。複写料金が 4020 円だったので、1 枚当り 10 円という単価から総枚数は 402 頁となる。118 ファイルという量も決して少なくはなく、何故この時期に?また 12 月 10 日の第 2 回控訴審を前にして何を開示して来たのか?大変疑問だった。

でも全部の頁を入手して数日しか経っていない今日の段階で、分析結果を詳しく正確に報告すること等できない。山本事務局長から送られたメモによれば「目につくのは、請求権の扱いについての政府内部の議論、交渉戦術の部分がまとまって開示されていること、それから郵便貯金や焼却日銀券に関わる部分です。なぜ、ここを隠していたのか?という部分もありました。今回の開示部分は隠していた理由も含めて興味深いものがあります。」ということだ。請求権関係の金額や数字、政府内部の議論、交渉戦術などは、「未払い賃金や恩給等、支払うべき根拠があるものは支払う」としていた当時の政府内部の決定等は、昨年 10 月 11 日の東京 3 次訴訟における歴史的な勝訴判決を受け、既に 3 月 31 日と 4 月 1 日付で千頁程の非開示部分が開示された。

請求権関係の金額等、有名な金鐘泌=大平会談を経て、1962 年当初大蔵省や外務省が内部で計算していた数字、1000 万ドルとか 7000 万ドルという数字は随分出て来た。当時の「李承晩大統領は大の反日家で信頼できない」とか、「もうこれ以上の交渉は無意味」等という罵声に近いものもあった。竹島は今や「アシカも獲れず、経済的にあまり価値の無い岩山に過ぎない」という部分は、インカメラ制度の無い日本で、私たちが起こした第 2 次訴訟で地裁から高裁、最高裁まで、「国家機密として保全して良い」とお墨付きを与えられたものだっただけに、失笑を禁じ得ないものだった。

焼却日銀券とは、戦後韓国で GHQ と日銀担当者の立会いの下、使えなくなった戦前の日本銀行券を償却した金額を韓国政府が公表した数値である。それを何故日本の外務省が墨塗りするのか?もう公表されていて誰でも入手できる数字を、敢えて隠蔽する必要があるのか?また本当に隠せているのか?東京地裁の裁判長も「訳が解らない」と疑問を呈した。

それではこんな時期に何故、一体何を外務省は新しく開示して来たのか?その結果は 23 日の総会・シンポジウムまでには分析し終えて発表するつもりである。今回はその一例として文書番号 1861「対日平和条約の朝鮮関係」の一部を端的な例として紹介しようと思う。まず昭和 25 年(1950)9 月 25 日条約局条約課作成の「日本の在外財産」という文書だが、当初 2008 年 11 月 16 日に開示したファイル番号 1166 の中には、その 4 頁で、

「昭和 21 年(1946)4 月から昭和 24 年(1949)3 月まで在外財産調査会を設けて、在外財産を調査した。この調査の報告は、司令部に提出されたが、公表は許されていない。」

とした前提の下、6～7 頁には

の開示では、上の項目だけは全て出ているものの、下の数値は全て墨塗りだった。

昭和 23 年 12 月 10 日 調
在外財産調査会

資産額			国有財産	総 計	地域別 比率
全推定額に 対する調査額 の比率	推 定 額 当該地域別 表示 (単位 百万) 昭和 20-21-25 内推定額表示 (1等-15月) (単位 百万)	地域別 比率			
			(単位 百万)	(単位 百万)	

それが 2013 年 6 月 11 日の開示では一部を除き、全ての数字と金額が開示された。

昭和 23 年 12 月 10 日 調
在外財産調査会

資産額			国有財産	総 計	地域別 比率
全推定額に 対する調査額 の比率	推 定 額 当該地域別 表示 (単位 百万) 昭和 20-21-25 内推定額表示 (1等-15月) (単位 百万)	地域別 比率			
			(単位 百万)	(単位 百万)	
	51,524		17,265	70,789	
	\$ 3,635		\$ 1,234	\$ 4,719	
80	25,884	25,884	8,890	34,774	
	\$ 1,226	\$ 1,226	\$ 593	\$ 2,319	10
55	128,431	128,431	2,761	131,192	
	\$ 8,563	\$ 8,563	\$ 184	\$ 8,747	37
97	442,080	55,326		55,326	
	\$ 3,688	\$ 3,688		\$ 3,688	16
100	104,779,061	32,743	117	32,860	
	\$ 2,183	\$ 2,183	\$ 8	\$ 2,191	9
89	26,226	26,226	4,053	30,279	
	\$ 1,947	\$ 1,947	\$ 270	\$ 2,017	8
74	5,570	5,570	3,786	9,356	
	\$ 371	\$ 371	\$ 252	\$ 623	2.5
100	501	501	267	768	
	\$ 33	\$ 33	\$ 18	\$ 51	0.2
88	15,918	15,918		15,918	
	\$ 1,061	\$ 1,061		\$ 1,061	4.2
83	1,264	1,264		1,264	
	\$ 84	\$ 84		\$ 84	0.3
88	2,973	2,973		2,973	
	\$ 198	\$ 198		\$ 198	0.8

そして遂にと言うか、今回 11 月 26 日の開示でやっと全ての墨塗りが消えた。

昭和 23 年 12 月 10 日 調 在外財産調査会							
資産額		推定額		地域別 比率	固有財産 (単位: 百万)	總計 (単位: 百万)	地域別 比率
全推定額に 対する調査額 の比率	当該地調査 表示 (単位: 百万)	昭和 20-21-22 用推定額表示 (1 年 = 15 月) (単位: 百万)					
63	51,524	51,524 \$ 3,435	16	17,265 \$ 1,234	70,789 \$ 4,719	20	
80	25,884	25,884 \$ 1,726	8	8,890 \$ 593	34,774 \$ 2,319	10	
55	128,431	128,431 \$ 8,553	40	2,761 \$ 184	131,192 \$ 8,747	37	
97	4426,080	55,326 \$ 3,688	18		55,326 \$ 3,688	16	
100	104,777,068	32,743 \$ 2,183	10	117 \$ 8	32,860 \$ 2,191	9	
89	26,226	26,226 \$ 1,747	8	4,053 \$ 270	30,279 \$ 2,017	8	
74	5,570	5,570 \$ 371	1.7	3,786 \$ 252	9,356 \$ 623	2.5	
100	501	501 \$ 33	0.1	267 \$ 18	768 \$ 51	0.2	
88	15,918	15,918 \$ 1,061	4.9		15,918 \$ 1,061	4.2	
83	1,264	1,264 \$ 84	0.4		1,264 \$ 84	0.3	
88	2,973	2,973 \$ 198	0.9		2,973 \$ 198	0.8	
		320,134 \$ 21,342	100	35,086 \$ 2,339	355,220 \$ 23,681	100	

この次の頁も似たような経緯が垣間見られるが、ここでは省略する。しかし、上のような対照を見て、「より一歩前進した。改善された」と喜ぶ人がいるだろうか?あまりにもレベルの低い日本の官僚の閉鎖性・排他性に「開いた口が塞がらない」というのが率直な心境ではないだろうか?情報の公開は民主主義の根幹である。米国や韓国にもあるインカメラ制度も導入されていない日本が、憲法前文にある「自国のことのみに専念して他国を無視してはならない。」という精神から真逆な方を向っているのでは?と、強い憂いを感じているのは私一人ではないと思う。

2013年度総会

(日時) 2013年12月23日(月・休) 午前10時30分～12時(開場10時)

(会場) 中央区立日本橋公会堂第1洋室

(次第) 裁判の現状報告(弁護団)

2013年度活動経過報告

2013年度決算報告

2014年度運動方針案

2014年度予算案

公開シンポジウム「植民地支配清算と情報公開」

(日時) 2013年12月23日(月・休) 午後1時半～5時(開場1時)

(会場) 中央区立日本橋公会堂第3・4洋室

(報告) ①「解決済み」ではない文化財返還問題(仮題)

森本和男さん(千葉県教育振興財団 主任上席文化財主事)

②韓国における司法判断の意義と展望(仮題)

足立修一さん(弁護士、三菱広島元徴用工被爆者訴訟等原告代理人)

③特定秘密保護法と情報公開制度(仮題)

三木由希子さん(NPO法人情報公開クリアリングハウス理事長)

2013年度総会資料

2013年度の活動の概括

①10月11日第3次訴訟一審判決を受けて、1月21日には再請求分の開示決定、3月29日と4月1日に当初請求分の変更決定が出され、新たに1000ページほど開示枚数も増えた。さらに、11月26日には118文書について追加の変更決定が出され、400ページが増えた。再請求分の開示文書にはすでに最高裁で敗訴が確定した第2次訴訟対象文書も含まれ、10・11判決の影響力の大きさが確認できる。6月15日にはその成果を報告するシンポジウムを開催した。再請求分の不開示・部分開示文書については外務大臣に異議申し立てを行った。

②第3次訴訟控訴審において、国側は現職の北東アジア課長を証人として申請した。10・11判決を踏まえて、30年を越えて不開示とする根拠を国側が立証せざるを得ない立場に追い込んだ。

③韓国で7月10日新日鉄住金、7月30日三菱重工、11月1日三菱重工の3件の訴訟で相次いで強制動員被害者原告勝訴判決が出された。一連の判決を受けて、11月6日には日本の経済団体が連名で声明を発表するに至った。日韓会談文書の開示、真相究明から、日韓の政治を変える歴史的局面を作り出している。

- ④ 12月6日、特定秘密保護法が強行採決された。情報公開制度を根底から破壊する暴挙であり、強く抗議する。審議過程において、朝日新聞11月20日付社説で国家機密の開示に取り組む当会の活動が詳しく取り上げられた。
- ⑤ 大量の追加開示が続く中で、1965年以降の日韓会談文書の開示請求、データベース構築という新たな課題については着手できなかった。

2013年度活動報告 (2012年12月1日～2013年11月30日)

基本方針	会議開催報告
I. 日韓会談文書・全面公開を求める会の目的 日本政府に対して、日韓会談関連文書の全面公開を求めて、朝鮮半島に対する日本の植民地支配の事実と責任を認めさせ、アジア・太平洋戦争による韓国・朝鮮人被害者、および遺族への謝罪と補償を実現させる。 II. 外務省からの不開示、部分開示に対して、引続き全面公開を求めて訴訟をおこなう 全面公開を求める当会の目的を達成するために、弁護団との連携を密にして行動する。	弁護団会議開催日 1月30日、2月23日、3月13日、4月10日、4月26日、5月8日、5月28日、6月26日、7月16日、7月29日、9月11日、10月22日、12月6日 役員会開催日 第36回（1月27日） 第37回（4月20日） 第38回（7月9日） 第39回（10月25日） 第40回（12月10日）
運動方針 I. 下記を原告として、三次訴訟をおこなう。 三次訴訟 韓国在住原告 チェボン テ イ クムジュ ヨ ウンテク 崔鳳泰、李金珠、呂運澤、 イ ヨンス 李容洙 日本在住原告 太田修、田中宏、西野瑠美子、山田昭次、吉澤文寿、イ ハン ネ ヤンチンジャ 李鶴来、梁澄子 再請求 請求人 太田修、吉澤文寿、田中宏、山本直好、小竹弘子	活動記録 I. 訴訟活動 三次訴訟 控訴審第1回口頭弁論（7月9日） 控訴審第2回口頭弁論（12月11日） 3月29日と4月1日に10・11東京地裁判決を受けた変更決定が出された。11月26日には、さらに118文書について変更決定が出された。 再請求 1月21日に開示決定。すでに最高裁で敗訴が確定した第2次訴訟対象文書も

II. 支援者として活動に参加する会員を、あらゆる機会を通して募集する。 III. 地域ごとの拠点をつくり、草の根の運動を広げる。 IV. 韓国市民団体との連携を、より一層深めていく。 V. 情報の共有と会員の意思に基づく民主的な運営を維持し、以下の活動を行う。 1. 役員、弁護団等共有のメーリングリストにより緊密な連絡をとりながら会を運営する。事務局、会員・サポーター会員、原告メーリングリストを通して、自由な情報交換を行う。 2. 毎回の口頭弁論報告を中心とするニュースを発行して、会員・サポーター会員、当事者会員、関連団体、メディア等に提供する。 3. ホームページにより最新情報を提供する。 4. 必要に応じ、または要請に応じて勉強会、講演会をおこなう。 5. 年1回開催する総会には、活動報告、決算報告、および次年度運動方針（案）等の重要議案を事前に提示し、出席者の過半数の議決による運営をおこなう。	含む43文書について全部・部分開示となった。全部開示を除く92文書については3月22日に外務大臣に対して異議申し立てを行った。 II. 会員数（2013年11月30日現在） 会員 162名 旧サポーター会員 125名 III. 特記事項なし IV. 特記事項なし V. 会活動 1. 特記事項なし 2. ニュース発行 第35号（2月24日） 第36号（5月12日） 第37号（9月1日） 第38号（11月2日） 第39号（12月15日） 3. ホームページアクセス数 2013年11月30日 31017 4. 公開シンポジウム開催 ①2013年6月15日「外務省は何を隠したいのか？」（港勤労福祉会館） ②2013年12月23日「植民地支配清算と情報公開」（中央区立日本橋公会堂） 5. 総会開催 2013年12月23日
---	--

日韓会談文書 開示請求から今日までの流れ

年	月 日	全面開示請求			
2006	4月25日	開示請求			
	5月25日	特例適用通知			
	8月17日	1次部分開示(65頁)			
	10月2日	審査会へ異議申立	一次訴訟(開示期間)		
	12月18日		東京地裁へ提訴		
2007	3月6日		第1回口頭弁論		
	3月28日	1次の逆転全部開示(193頁)			
	4月27日		2次開示(1533頁)		
	5月8日		第2回口頭弁論		
	7月10日		第3回口頭弁論		
	9月25日		第4回口頭弁論	二次訴訟(不開示理由)	
	11月16日			3次開示(5340頁)	
	11月26日		第5回口頭弁論		
	12月26日		原告:勝訴		
			↓		
2008	1月8日		国:東京高裁へ控訴		
	1月26日			三次訴訟(不開示理由)	
	4月18日			4次開示(3482頁)	
	4月23日	控訴審第1回口頭弁論	東京地裁へ提訴		
	5月2日			5次開示(16263頁)	
	5月9日			6次開示(32951頁)	
	5月28日	第2回口頭弁論			
		原告:取下げを提示			
	6月3日	国:取下げ同意で終了			審査会へ異議申立
	6月10日				原告:異議申立書提出
	7月1日		第1回口頭弁論		
	7月7日				国(外務省)第1次補正命令
	8月29日				原告:同意書提出
	9月9日		第2回口頭弁論		
	10月14日			東京地裁へ提訴	
	11月25日		第3回口頭弁論		
	12月17日			第1回口頭弁論	
2009	2月17日		第4回口頭弁論		
	2月19日				異議申立に関する申し入届
	2月26日				国(外務省):第2次補正命令
	3月4日			第2回口頭弁論	
	4月6日				原告:回答及び申入書提出
	4月15日		第5回口頭弁論		
	5月26日			第3回口頭弁論	
	6月9日				国(外務省):第3次補正命令
	7月8日		第6回口頭弁論		
	7月28日				原告:回答及び申入書再提出
	9月1日			第4回口頭弁論	
	10月21日		第7回口頭弁論(結審)		
	12月8日			第5回口頭弁論	

	12月16日		原告・敗訴		
			↓		
	12月25日		東京高裁へ控訴		
2010	2月23日			第6回口頭弁論	
	4月21日			第7回口頭弁論	
	5月12日		控訴審 即日結審		
	6月23日		原告・敗訴		原告：申入れ書再々提出
	6月30日		↓	第8回口頭弁論	
	7月7日		最高裁判所へ上告		
	9月8日			第9回口頭弁論	
	9月15日		上告受理申立理由書提出		
	11月5日			第10回口頭弁論	
2011	1月21日			第11回口頭弁論	
	3月18日			第12回口頭弁論	
	5月9日		上告不受理決定・原告敗訴		
	6月14日			第13回口頭弁論	
	8月29日			開示変更決定(63文書)	
	9月6日			第14回口頭弁論	
	9月30日			弁論準備手続き	
	11月29日			第15回口頭弁論中止・ 弁論準備手続き	
	12月27日			弁論準備手続き	
2012	3月6日			第15回口頭弁論・結審	
	6月21日	再請求			
	7月20日	特例適用通知			
	9月11日			判決言い渡し・延期	
	10月11日			判決言い渡し	
	10月11日			原告一部勝訴	
			↓		
	10月24日		国：東京高裁に控訴		
2013	1月21日	開示決定			
	3月22日	異議申し立て			
	3月29日			開示変更決定	
	4月1日			開示変更決定	
	7月9日			控訴審第1回口頭弁論	
	11月26日			開示変更決定	
	12月10日			控訴審第2回口頭弁論	

2013年度決算報告

日韓会談文書・全面公開を求める会2013 年度決算 (2012年11月30日-2013年11月29日)

1. 収入

1 前年度繰越金	453,848
2 会費	
会員会費	210,000 (3000×70人)
学生・年金者会員	38,000
旧サポーター会員	25,000 (2,000×12+1,000)
カンパ	49,528
3 シンポカンパ	21,000
4 集会参加費	38,900
5 雑収入	5

合計 836,281

2. 支出

1 事務費	17,530
2 HP契約料	28,980 2,415×12
3 集会費	15,585
4 ニュース発行	133,530
5 裁判費用	184,950
6 支払・入金手数料	5,960

合計 386,535

3. 収支差額 449,746

4. 資産

郵便口座	411,639
横浜銀行	31,815
小口現金	6,292

合計 449,746

会計監査

伝票、帳簿、通帳、現金など監査の結果上記報告書に間違いがないことを報告します。

2013年12月11日

有村順子



2014年度運動方針案

- ①第3次訴訟控訴審の勝利から、日韓会談文書の全面公開を実現する。
- ②10・11判決で示された外交文書開示における基準の実行（30年ルール）を外務省に対し求めていくことを通じ、特定秘密保護法による情報公開制度の破壊を許さない取り組みを進める。特定秘密保護法の廃止をめざす。
- ③韓国で強制動員関係訴訟の確定判決が予想される中で、植民地支配清算の包括的な解決に向けて、文書開示の成果、そこから導かれる解決の方向性を考える集会・シンポを開催する。開示文書を活用した論文、書籍等もホームページ等を通じて紹介する。
- ④1965年の日韓請求権協定締結後の日韓交渉関連文書についても情報公開請求に取り組み、協定の履行過程についても真相解明を進める（前年度からの継続）。先行研究の成果についてもホームページ等を通じて紹介する。
- ⑤開示文書のデータベースの恒久的な管理、閲覧体制を構築するためのプロジェクトをアーカイブスに詳しい研究者の協力を広くつのり立ち上げる（年度内）。

2014年度予算案（2012年12月1日～2013年11月30日）

1. 収入

（1）前年度繰越金	452786
（2）会費収入等	
1）会費	300000
2）カンパ	100000
（3）雑収入	7214
収入合計	860000

2. 支出

（1）事務費	
1）事務用品費	20000
2）通信費	20000
3）HP契約料	30000
4）交通費宿泊費	20000
（2）集会費	100000
（3）ニュース発行費	200000
（4）裁判対策費	
1）印紙代	100000
2）裁判費用	100000
3）原告交通費宿泊費	100000
4）弁護士費用	100000
（5）支払い手数料	10000
（6）雑費	60000
支出合計	860000

公開シンポジウム

植民地支配清算と情報公開

ー動き出した歴史の歯車を前進させるためにー

【日 時】 2013年12月23日（月・休） 午後1時半～4時半（午後1時開場）
【場 所】 中央区立日本橋公会堂第3・4洋室（120人定員）
最寄駅：東京メトロ半蔵門線水天宮駅下車 6番出口徒歩2分
【参加費】 500円（資料代込）

プログラム

☆報告

日韓会談文書公開訴訟の現状と展望（弁護団）

11・26変更決定の概要と評価（求める会）

三菱女子勤労挺身隊訴訟11・1光州地方法院判決報告（支援団体より）

☆シンポジウム（テーマとパネリスト）

①「解決済み」ではない文化財返還問題（仮題）

森本和男さん（千葉県教育振興財団 主任上席文化財主事）

②韓国における司法判断の意義と展望（仮題）

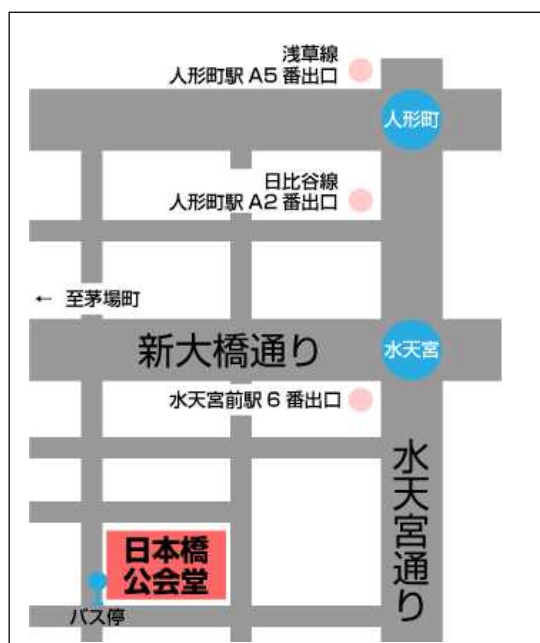
足立修一さん（弁護士、三菱広島元徴用工被爆者訴訟等原告代理人）

③特定秘密保護法と情報公開制度（仮題）

三木由希子さん（NPO法人情報公開クリアリングハウス理事長）

長年にわたる被害者の闘いと2005年以降の日韓での外交文書公開に突き動かされた韓国での過去史清算は、ついに昨年5月24日の大法院判決と今年7月、11月の強制動員被害者勝訴の判決に結実しました。歴史の歯車が動き出し、「日韓協定解決済み」論の厚い壁が崩されようとしています。真実を明らかにすることが歴史を変えることになる。それを今私たちは身を以て体験しています。

しかし、7月判決に対して日本の主要マスコミが一斉に浴びせた「不当判決」の社説、情報公開制度を根底から覆す特定秘密保護法等、歴史の歯車を逆回転させようとする力が存在します。歴史の歯車を前進させるために今問われるものは何か考えたいと思います。



日韓会談文書・全面公開を求める会 後援：強制労働被害者補償立法を求める日韓共同行動
160-0004 東京都新宿区四谷3-3 エスパコンセール4F J & K法律事務所気付
TEL：090-9204-7607 FAX：03-5241-9906